

令和3年度 定時総会開催

(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部令和3年度定時総会が4月27日(火)川崎北支部事務所にて開催され131社の参加がありました。(出席 5社 委任状 126社)

議場、令和2年度の事業報告、収支報告、会計監査報告、令和3年度の事業計画、予算案、支部役員改選案が提案され、審議の結果、すべての議案が満場一致で承認されました。

令和3年度 事業計画

事業目標

令和3年度の日本経済の見通しについて、内閣府が令和3年2月19日に公表した「月例報告」において、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されています。この結果、令和3年度のGDP成長率は実質4.0%、名目4.4%程度、消費者物価は0.4%程度の上昇が見込まれています。ただし、新型コロナウイルス感染症が内外経済を下振れさせているリスクに充分注意する必要があるとされています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワークや時差出勤が増加し、働き方が大きく変化した一年となりました。このような環境の中で、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の実現を目指す「働き方改革」についての取り組みは、企業にとって重要なテーマになっています。

一方、川崎北労働基準監督署管内における、昨年の労働災害発生状況(令和3年2月速報値)を見ると、休業4日以上災害発生件数は490件で前年より18件増となっています。

管内の労働災害は、社会構造や雇用情勢の変化に伴い、ここ数年増加傾向にあり、特に商業や保健衛生業の増加が著しくなっています。このような中、転落、衝突、挟まれ等の重大災害の安全対策の実施はもとより、転倒や腰痛、熱中症対策、さらには過重労働、メンタルヘルス対策等、業務上疾病への対策の推進も重要な課題となっています。

令和3年度は「第13次労働災害防止計画」の4年目にあたり、目標達成に向け経営トップの意識改革など、安全管理の取り組みがより一層必要となってきます。

川崎北支部においては、引き続き関係諸官庁、関係団体と連携しながらより効果的に事業計画を推進し、誰もが安心して健康に働くことができる職場環境の実現を目指し、以下を中心に諸活動を展開していきます。

(1) 事業計画立案の考え方

令和3年度は「第13次労働災害防止計画」の4年目にあたり、当該計画に掲げる重点施策を中心に、労働基準法および労働安全衛生法に基づく法定の各種教育、講習会を着実に実施します。

- ① 「第13次労働災害防止計画」、長時間労働是正などの「働き方改革」の重点テーマおよび、会員事業場の安全衛生課題に対応した研修会などを開催します。
- ② 事業場の経営層の安全衛生意識向上を図るため、経営層を対象として「労務・安全衛生特別セミナー」「安全配慮義務研修会」などを開催します。
- ③ 事業場の安全衛生意識向上を図るため「新入社員安全衛生教育」「職長教育」「安全管理者選任時研修」「安全衛生推進者養成講習会」などを開催します。
- ④ 支部ニュース「かわきた」の内容を充実させ、年4回発行します。
- ⑤ ホームページの充実により、タイムリーに情報伝達を図ります。
- ⑥ 会員加入については、ホームページの活用を含めた促進活動の強化を図ります。

(2) 予算についての考え方

予算編成にあたっては、事業計画及び前年度実績を勘案し、今後の見通しに即した適切な計上を行い、年度の途中で収支に著しい変動が生じた場合は、役員会の審議を経て対処します。

令和3年度神奈川労働局の重点施策（要約）

川崎北労働基準監督署

すべての人がいきいきと働く
かながわを目指して

令和3年度の重点施策

1 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

良質なテレワークの普及促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談、セミナーの案内、テレワークガイドライン（改訂版）の周知を行います。

2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

- (1) 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナーを労働局健康課に設置し、企業・労働者の相談等に応じます。
- (2) 中小企業における働き方改革の取組を支援し、改正労働基準法の内容や取組事例等、働き方改革の実現に向けた取組を促進します。
- (3) 賃金や労働時間等の基本的な法定労働条件に関し、労働基準法等の遵守徹底を図るとともに、感染症の影響による解雇、休業手当不払等に係る申告や未払賃金立替払制度の対象となる事案への迅速な対応を行います。
- (4) 令和2年の死亡災害は、昨年に比べ13人増加し37人でした。休業4日以上死傷災害は522人増加し7,617人でした。業種別では陸上貨物運送業（1,044人）、社会福祉施設（1,005人）、小売業（992人）、製造業（924人）、建設業（824人）の順で発生しました。引き続き第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策を推進します。
- (5) ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策、産業保健機能、医師による面接指導の取組が適切に実施されるよう引き続き指導等を行います。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償を行います。

3 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- (1) 最低賃金制度の適切な運営を行います。

【神奈川県最低賃金】

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	1,012円	令和2年10月1日

- (2) パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日より中小企業に適用されたことから、法の着実な履行確保を行います。
- (3) 「神奈川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、業種別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や個別訪問支援、出張相談、セミナー等きめ細やかな支援を行います。
- (4) 助成金

4 総合的なハラスメント対策の推進

令和4年4月1日から中小企業にも義務化されるパワーハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置について、あらゆる機会を捉え周知するとともに、総合的一元的なハラスメント防止対策の取組を支援します。

5 治療と仕事の両立支援

- (1) ガイドライン等の周知啓発
- (2) 地域両立支援推進チームの運営
- (3) トライアングル型サポート体制の推進

川崎北労働基準監督署からのお知らせ

第13次労働災害防止推進計画

重点対策別の労働災害件数の目標及び実績

川崎北労働基準監督署

災害 件 数	業種	種別	平成29年 (基準年)	平成30年 (実績)	令和元年 (実績)	令和2年 (実績)	令和3年 (目標)	令和4年 (目標)
	全業種	死亡	19 (12次防中合計)	3	2	1	1	10 (12次防中合計)
		死傷	477	485	509	536	457	453
	製造業	死亡	0	1	0	0	0	0
		死傷	49	45	31	31	46	46
	建設業	死亡	0	0	1	1	0	0
		死傷	80	61	74	71	77	76
	道路貨物運送業	死亡	1	1	1	0	0	0
		死傷	37	44	49	43	35	35
	小売業	死亡	1	0	0	0	0	0
		死傷	74	67	83	92	71	70
	社会福祉施設	死亡	0	0	0	0	0	0
		死傷	69	66	66	81	66	65

令和2年 労働者死傷病報告受理状況（確定）

川崎北労働基準監督署

業種	年	当 年 (令和2年)		前 年 (令和元年)		増減数		増減率
01 製造業		31	(0)	31	(0)	0	(0)	0.0%
02 鉱業		0	(0)	0	(0)	0	(0)	—
03 建設業		71	(1)	74	(1)	-3	(0)	-4.1%
04 運輸交通業		54	(0)	66	(1)	-12	(-1)	-18.2%
05 貨物取扱業		2	(0)	1	(0)	1	(0)	+100.0%
06 農林業		5	(0)	6	(0)	-1	(0)	-16.7%
07 畜産・水産業		0	(0)	0	(0)	0	(0)	—
08 商業		131	(0)	106	(0)	25	(0)	+23.6%
09 金融広告業		0	(0)	3	(0)	-3	(0)	-100.0%
10 映画・演劇業		0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
11 通信業		17	(0)	12	(0)	5	(0)	+41.7%
12 教育研究業		6	(0)	15	(0)	-9	(0)	-60.0%
13 保健衛生業		26	(0)	81	(0)	45	(0)	+55.6%
14 接客娯楽業		38	(0)	55	(0)	-17	(0)	-30.9%
15 清掃・と畜業		29	(0)	36	(0)	-7	(0)	-19.4%
16 官公署		0	(0)	0	(0)	0	(0)	—
17 その他の事業		26	(0)	22	(0)	4	(0)	18.2%
合 計		536	(1)	509	(2)	27	(-1)	+5.3%

※各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数（内数）

就任のご挨拶



川崎北労働基準監督署
副署長 中田 修司

令和3年4月1日付けで川崎北労働基準監督署の副署長として着任しました。はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々やそのご家族、また、不安の中におられる方々に対して、謹んでお見舞い申し上げます。また、最前線でご尽力いただいている医療従事者の皆様に敬意を表しますとともに、休業要請、時短要請等にご協力いただいた事業場の皆様に感謝申し上げます。

さて、私は当川崎北労働基準監督署は2度目の勤務であり、以前は平成17年から平成19年に掛けて在籍しておりました。当時は、武蔵小杉地区にようやくタワーマンションが建ち始め、黒川地区では宅地造成が本格化し新駅が造られたと記憶しています。

昨年より流行した新型コロナウイルス感染症は、未だ終息の兆しが見えない中、種々の社会活動が制限され、生活様式も変わり、国民生活をはじめ経済活動などに多大な影響が出ています。

一方、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、経済のデジタル化やサプライチェーンの組み換えなども想定した経済構造の変化にも対応しなければならない状況でもあります。

労働基準行政における本年度の重点としましても、「ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推移」というテーマのもと、良質なテレワークの普及促進を図るための「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備や、ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくりとして職場における感染防止対策等の推進をすることとしています。

こうした状況の中において、貴協会とその会員事業場の皆様のご協力を得ながら、様々な施策の推進を図って参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

川崎北労働基準監督署人事異動（令和3年4月1日付）

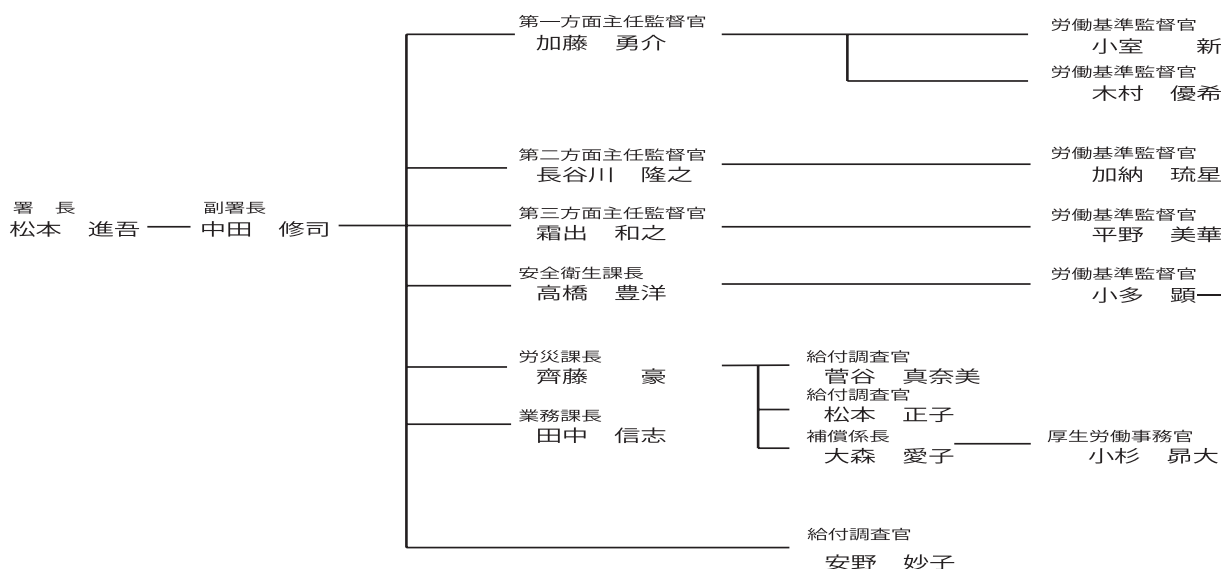
（転入）

副所長	中田 修司	（神奈川局 補償課 労災訟務官）
第一方面主任監督官	加藤 勇介	（横浜南署 第二方面主任監督官）
安全衛生課長	高橋 豊洋	（平塚署 安全衛生課長）
業務課長	田中 信志	（川崎南署 労災認定調査官）
方面監督官	小室 新	（平塚署 監督課）
方面監督官	加納 琉星	（新規採用事務官）
方面監督官	木村 優希	（新規採用事務官）
労災課事務官	小杉 昂大	（新規採用事務官）
給付調査官	安野 妙子	（神奈川局 徴収課）

（転出）

横須賀署 署長	阿部 幸伸
神奈川局 補償課 労災訟務官	二瓶 紀章
神奈川局 安全課 安全専門官	片倉 雅良
神奈川局 補償課 職業病認定調査官	奈須 啓寿
香川局	大野 啓人
大阪局	寺山 日菜多
三重局	阿部 弘規
神奈川局 補償課 事務官	谷口 貴郁
退職	岡本 純子

川崎北労働基準監督署 組織図 令和3年度



川崎北労働基準監督署
Tel 方面 044-382-3190 安全衛生課 044-382-3191 労災課 044-382-3192

「新入社員安全教育」

令和3年4月9日（金）、エポックなかはらにて「新入社員安全衛生教育」を実施し、10社から37名男性26名、女性11名）の参加がありました。

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の懸念もあり、実施できなかったことから、感染対策を施し1年ぶりの開催となりました。

受講者受付の際、検温並びに手の消毒やマスク着用はもとより、着座位置の間隔を開けること、部屋の扉及び外部に通じた非常口を開放して換気を積極的に行う等の対策を行いました。

講習会は、2部構成にて実施。第1部は、川崎北労働基準監督署安全衛生課の小多労働基準監督官より「安全につながる仕事の基本」について約1時間ご講義頂きました。第2部では、安全選任時研修講師・RSTトレーナーの相馬氏より「職場の安全衛生管理・安全な仕事の進め方・危険予知訓練（KYT）等安全衛生に関する基本事項」を中心に約4時間ご講義頂きました。

新入社員安全衛生教育は、雇入れ時教育として新入社員の労働災害防止を目的に行うことが労働安全衛生法により義務付けられています。

各社のフレッシュな新入社員は、講師の説明に真剣な姿勢で耳を傾けており、講習後半のKYTのグループワークでは限られた時間の中、各自積極的に発言する姿が目立ちました。また講習会終了後にはアンケートの記入をお願いしました。今後の講習内容に反映していきたいと思います。



令和3年度第94回全国安全週間について

川崎北労働基準監督署

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が一部地域に発令され、接触の機会を軽減するために在宅ワークやテレワークの導入が急激に促進するなど、働き方にも変化が見られるところですが、神奈川県下の昨年の労働災害は、死亡災害が37人、死傷災害が7,617人といずれも増加しており、特に死亡災害については、前年比13人増加の全国ワースト1という深刻な事態になっています。

当署管内でも3年連続して死傷災害が増加しており、発生件数が20年前の水準となっていることから危機感を強めています。

労働災害防止については、事業者と労働者が協力して一体となって推進する必要がありますが、感染症対策における接触の機会を軽減する取り組みを優先させることにより、意思疎通ができない事態となれば、労働災害防止の取り組みは有効に機能することができません。

本年は、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

をスローガンに6月を準備期間、7月1日から7日までの全国安全週間が実施されます。

全国安全週間を迎えるに当たり、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避けた職場内外での感染防止行動を行うとともに、事業場における作業に伴う危険性や有害性を的確に把握し、リスク排除や軽減のための取り組みを計画的に実施していただきますようお願いします。

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス

ス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (7) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (7) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (7) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (7) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (7) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (7) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (7) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(7) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (4) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

- (7) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (4) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメント共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (7) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (4) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (7) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (4) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (7) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (4) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (7) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (4) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (7) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (4) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

Feel Risk!

～危険を感じとれ～

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に一度も中断することなく続けられ、本年度で94回目を迎えます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応については、内閣総理大臣からの緊急事態宣言が発令されたことにより、これまで経験したことのない接触機会の削減などを求められています。

この間、休業要請による事業活動の停止など経済への影響が深刻な事態となっており、本年に入ってから3度目の緊急事態宣言が一部の都市に発令されるなど、今後も継続して感染症の拡大防止対策を最優先に取り組む必要があります。

さて、令和2年の神奈川県下の労働災害は、37人の死亡災害が発生し、前年比13人増加したことにより、増加件数が全国ワースト1となり、休業4日以上之死傷災害も7,617人と3年連続して増加する結果となりました。

川崎市内においても医療機関や社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したほか、高年齢労働者の労働災害が増加したことなどにより、1,061人の死傷災害が発生し、発生件数が20年前の水準まで後退して多発している状況に危機感を強めなければなりません。

本年は、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

をスローガンに7月1日から7日まで全国安全週間が展開されますが、事業場内外での感染症防止対策に加え、安全管理水準を後退させることなく、労働災害防止の取り組みを推進いただきますようお願いいたします。

近年発生している労働災害は、発生原因に労使双方の危険意識が欠如していると考えられるものがありますので、職場に潜む危険を正しく理解し、労働者に感じてもらうことが重要となります。

労働災害防止の取り組みについては、安全を最優先させる組織文化となるよう、労使協力して、安全文化を継承し、労働災害の減少に寄与いただきますようお願いいたします。

令和3年6月1日

川崎南労働基準監督署長

川崎北労働基準監督署長

大会宣言(案)

昨年度は、新型コロナウイルスの感染が瞬く間に全世界に広がり、各国政府が厳しいロックダウンや入国制限措置を導入したことから、人とモノの移動が世界的に停滞し、経済に深刻な打撃を与えた。リーマンショックの場合、危機の震源地は金融市場であり各国の金融政策によって金融システム不安を回避した時点でその後の先行きを見通すことができたが、コロナショックは財政出動を一気に増やし、経済活動を再始動させると更なる感染拡大を招いてしまう恐れがある。

我が国でも国民生活や経済活動に大きな影響を受け、全国的に感染拡大防止対策が求められ「新しい生活様式」にも取り組んできたが、当面は「感染拡大の防止」と「経済活動の再開」を天秤にかけ、行ったり来たりを繰り返す状態が続くことが今後も予想される。

このような環境下で労働者が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の実現を目指す「働き方改革」への取り組みは企業にとって重要なテーマであり、その中で労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保、エイジフレンドリーな職場づくり、更には感染症対策について、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

こういった状況の中、全国での労働災害は長期的には減少しており、昨年の労働災害による死亡者数は三年連続で過去最少となる見込みである一方で、休業四日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の負傷、転倒、動作の反動、無理な動作等の労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成十四年以降最多となる見込みである。

こうした混迷とも言える状況の中、平成三十年度から取り組んでいる第十三次労働災害防止計画の目標達成に向け、経営トップの意識改革の下、より強固な安全管理に取り組まなければならない。そして、労働者一人一人がより良い将来の展望を持ち、安心して働ける労働環境を整えると共に、健康と安全が同居した労働環境の実現と労働災害の撲滅に一層の取り組みが必要である。

このことを踏まえ、本年も七月一日から七日までを本週間として

『持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場』

のスローガンの下、第九十四回全国安全週間が実施される。

我々は、本大会を契機に、職場の無事故無災害を念頭にあらゆる年齢の労働者が安心して健康に労働できる職場環境の実現を目指し、経営トップの率先の下、第十三次労働災害防止計画の目標達成に向けて労使一体となって全力を尽くすことをここに誓う。

右宣言する。

令和三年六月四日

第九十四回 全国安全週間 川崎北地区推進大会